

令和8年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和8年6月10日（水） 福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授） 松藤 泰典（大学名誉教授） 諏佐 マリ（大学准教授） 柴田 祐二（公認会計士） 本岡 大祐（弁護士）

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審 議 対 象 期 間		令和8年1月1日 ～ 令和8年3月31日	
審 議 対 象 件 数		82件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）			
抽 出 件 数		4件	（審議概要） 1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 談合疑義案件情報について 4 低入札価格調査情報について 5 抽出事案について
建設工事	一 般 競 争 （ 基 準 額 以 上 ）	1件	
	一 般 競 争 （ 基 準 額 未 満 ）	0件	
	随 意 契 約	0件	
建設コンサルタント業務等		3件	
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等		意 見 ・ 質 問	回 答
		【建設工事等発注実績について】 特に意見なし 【指名停止の措置状況について】 ・ 「不正又は不誠実な行為（付表第2第15号）」を行ったとして1か月の指名停止としているが、どのような行為を行ったのか説明していただきたい。 【談合疑義案件情報について】 該当案件なし	・ 当該業者の従業員が、海洋汚染防止法違反行為を行い罰金刑の略式命令を受けたものである。

	意 見 ・ 質 問	回 答
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等	【低入札価格調査情報について】 特に意見なし 【抽出事案について】 1 [福岡病院（7）病院新設電気その他工事]（一般競争入札（基準額以上）） ・ 1 者応札となった理由を説明していただきたい。 ・ 建築工事における躯体工事であれば騒音・振動への配慮が考えられるが、電気工事の場合も同様なのか。 ・ 3 回目の入札を行った理由を説明していただきたい。 ・ 入札公告において、「後工事の随意契約を予定している」旨の記載があるが、後工事の随意契約があるのであれば、その分大型の工事となり、入札参加者が多くなるのではと考えられる。 ・ 入札説明書において、「資本・	・ 本工事の工事場所は住宅街内に位置しており、敷地境界に挟まれた狭隘な施工エリアであるため、作業スペースの確保や敷地内外に対する騒音・振動への配慮が求められることから、高度な技術力が必要であり、対応可能な企業が限られることにより、1 者応札となったのではと考えられる。 また、慢性的な電気工事技術者不足も 1 者応札の要因の 1 つと考えている。 ・ 病院旧館と病院新館をつなぐ構内外線に係る工事施工の際、騒音等が発生するため、それに対する配慮が必要であると考えている。 ・ 1 回目の入札時の工事費内訳明細書を確認すると、配電盤等の機器の価格に開差が見られたため、2 回目の入札にあたり補足説明を実施した結果、価格差がほぼ解消されたが、あとわずかであったことから 3 回目の入札を行ったところ。 ・ 後工事の随意契約を予定しているものの、他の参加希望者がある場合は一般競争入札に移行するため、必ずしも前工事の受注者と随意契約するとは限らないことから、入札参加者が多くなるとは限らない。 ・ 資本および人的関係がある者同

	意 見 ・ 質 問	回 答
○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等	人的関係がある場合、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは入札心得書の規定に抵触するものではない」旨の記載があるが、どのような状況を想定しているのか。 ・ 1 者応札において3回目以降の入札を繰り返すと、随意契約と変わらない状況であるが、どのような場合に3回目以降の入札を行うのかを具体的に定めるべきであると考えている。 ・ 1 者応札および不調不成立を防止するため、どのような取り組みを行っているのか。 2 [鹿屋（7）既設建物解体建築設計]（一般競争入札（基準額未満）） 3 [鹿屋（7）既設建物解体設備設計]（一般競争入札（基準額未満）） ・ それぞれの業務内容を説明していただきたい。 ・ 設計業務の場合、通常は総合評価方式により発注しているが、本業務においては価格競争で発注している。その理由を説明していただきたい。 ・ 解体設計という業務名称を鑑みると、本業務は解体工法等の検討を行うものなのか。	士が意図せず同じ入札に参加してしまう場合があるため、このような状況を想定した記載である。 ・ 今後検討していきたい。 ・ 防衛省本省においては、入札に参加しやすい入札契約制度の策定を行っており、九州局としても発注予定の公表など業界に向けての周知を行っている。 ・ 既設建物8棟の解体及び建物に付帯する設備の撤去を行う設計業務である。 ・ 新設建物等の設計を行う場合、通常であれば建築基準法等に則り構造計算及び設備の配置検討等を行うが、本業務は既設建物の図面等を利用しながら現地調査を行い既存状態をそのまま図面化するものであるため、技術的な要素が極めて小さいと判断されることから価格競争により発注した。 ・ 本業務は、解体工事を発注するための図面の作成となるため、解体工法等の検討といった技術的な

	意 見 ・ 質 問	回 答
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等	- 入札公告等に記載した参加資格のうち、配置予定の管理技術者の要件として「入札公告日の時点で直接的な雇用関係がある」との記載があるが、このような記載を行っている理由を説明していただきたい。 - 建築設計において落札率が低くなっているが、その理由と予定価格の算出方法を説明していただきたい。 - 価格競争または総合評価落札方式のどちらで発注するかどうか、具体的に示した基準があれば良いのではと考えられる。 4 [北熊本外（7）土木工事監理業務]（一般競争入札（基準額未満）） - 落札決定の経緯を説明していただきたい。 - 入札参加者の入札金額が一致した理由を説明していただきたい。	要素は含まれていない。 - 実施細則において競争参加資格要件として記載があるため、このような記載をしている。 - 聴取したところ、価格競争ということで、本業務を落札するために経費を切り詰めた価格で入札を行ったとのことであった。 予定価格の算出方法は、設計業務の部分については3者から見積を徴取し、その見積を参考に積算している。その他の部分については、積算要領に基づき積算している。 - 今後、検討していきたい。 - 本業務は総合評価落札方式で発注しているが、入札参加者3者のうち最も高い評価値の者が2者あったことから、電子入札システム上の電子くじを実施し、落札者を決定したものである。 - 本業務は巡回の監理業務であり、仕様書に記載した必要となる人工数に、公表されている労務単価を乗じているため、入札金額が一致したのではないかと考えられる。

	意 見 ・ 質 問	回 答
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等	・ 電子くじの仕組みを説明していただきたい。 ・ 電子くじの仕組みの部分は公表していないのか。 ・ 電子くじの仕組みとして、落札者を意図的に操作できるものではないため、仕組みの部分を公表しても良いのではと考えられる。	・ 入札書提出時に、入札者自らが入力した任意の３桁の「くじ番号」や、入札書受信日時の数値（ミリ秒単位）が加味され、落札者が決定される仕組みとなっている。 ・ 詳細部分は公表していない。 ・ 今後、本省と協議するなど検討していきたい。
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談 合 疑 義 件 数		0 件	(審議概要) なし
工 事	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
業 務	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等		意 見 ・ 質 問	回 答
		なし	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審 議 概 要		・ 契約件数と落札率、応札率の分析 ・ 契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・ 低入札、不調、不成立事案の分析	
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等		意 見 ・ 質 問	回 答
		なし	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	